

平成 2 8 年第 1 回

長万部町議会臨時会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 4 日 開会

平成 2 8 年 2 月 2 4 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成28年 2月24日（水曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○承認第1号 専決処分の承認について	-----	3 頁
(長万部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)		
○議案第1号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	4 頁
○議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	5 頁
○議案第3号 平成27年度長万部町一般会計補正予算（第8号）	-----	8 頁
○議案第4号 平成27年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	-----	10 頁
○議案第5号 平成27年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）	-----	11 頁
○議案第6号 平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	-----	11 頁
○議案第7号 平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）	-----	12 頁
○議案第8号 平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）	-----	13 頁
○議案第9号 平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）	-----	14 頁
○閉 会 宣 告	-----	15 頁

平成28年第1回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 平成28年 2月24日（水）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成28年 2月24日（水） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡正志	町民課参事	佐藤修
副町	長	河内能宏	保健福祉課長	中森恵
総務課	長	本前武広	水道ガス課長	佐藤剛
税務課	長	近藤英隆	病院事務長	山田貢
町民課	長	中里博也		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	岡部忠
議事係	長	増田理恵
議事係		佐々木脩人

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 1 号	専決処分の承認について (長万部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
日程第 4	議案第 1 号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 3 号	平成27年度長万部町一般会計補正予算 (第 8 号)
日程第 7	議案第 4 号	平成27年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 8	議案第 5 号	平成27年度長万部町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 9	議案第 6 号	平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第10	議案第 7 号	平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第11	議案第 8 号	平成27年度長万部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
日程第12	議案第 9 号	平成27年度長万部町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただ今の出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成２８年第１回長万部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

監査委員から１１月分、１２月分の出納検査報告書及び定期監査報告書が、また渡島廃棄物処理
広域連合議会議員、山越郡衛生処理組合議会議員、農業委員会委員から会議結果報告書が提出され
ましたので、それぞれ配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長及びそれぞれ委任または嘱託を受けた説
明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規程により、議長において２番長崎議員、９番柏倉議
員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎承認第１号 専決処分の承認について

（長万部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第３、承認第１号、専決処分の承認について。長万部町税条例等の一部を

改正する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

近藤税務課長。

○税務課長（近藤英隆） ただ今上程されました承認第１号、専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

この度、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正が行われた事に伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成２７年１２月３０日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、条文の記述を法人番号等の文言に整理するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する部分であります。

なお、改正の主旨は要約し説明させていただきます。

１ページをご覧ください。第１３９条の３は特別土地保有税の減免で、申告・申請等において国税における取扱いと同様に個人番号の記載を不要とし、本人確認手続等の納税義務者負担を軽減するため、条文中の文言整理を行うものであります。なお、法人番号の取扱いについては変更ございません。

２ページをご覧ください。第５１条は町民税の減免、第１３９条の３は特別土地保有税の減免で、同様に文言整理を行うものであります。なお、町税条例は個人番号関係で２度一部改正を行っていることから、この度、２条建てで整理するものであります。

附則として、この条例は、平成２８年１月１日から施行するというものであります。

以上が、ただ今上程されました承認第１号、長万部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第４、議案第１号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第１号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

平成２７年人事院勧告に伴い、期末手当割合を改めるものであります。

条例の改正内容は議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

１ページをご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第１条関係は平成２７年度にかかるもので、第３条は手当で、第３項中、１２月に支給する期末手当の支給割合「１００分の２１２．５」を「１００分の２２２．５」に、１００分の１０引上げるものであります。

２ページをご覧ください。第２条関係は平成２８年度にかかるもので、第３条は手当で、６月に支給する期末手当の支給割合「１００分の１９７．５」を「１００分の２０２．５」に、１２月に支給する期末手当の支給割合「２２２．５」を「１００分の２１７．５」とし、一般職員の期末勤勉手当の６月期及び１２月期の支給率と同様にしますものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成２７年１２月期支給の期末手当から適用するものであり、既に支払われた期末手当は改正後の内払である事を規定しております。

なお、教育長の期末手当の割合につきましては、教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例第３条第３項ただし書きの規定により、町長等の給与に関する条例の規定を準用する事とされており、今回の改正により同様の内容となるものであります。

以上が、ただ今上程されました議案第１号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第２号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今上程されました議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、平成27年人事院勧告及び地方公務員法の一部改正等に伴うもので、改正する主な内容は給料表の改正、勤勉手当割合の改正及び別表の追加等であります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、主に平成27年度に適用となる事項であります。

第10条は給与の減額で、第10条にただし書として、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減ずる。を追加するもので、国家公務員と同様の取扱いに改正するものであります。

第15条の4は勤勉手当で、2ページをご覧ください。第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては、100分の85」に、100分の10引上げるものであります。

第2号は再任用職員の勤勉手当で、「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に、100分の5引き上げるものであります。

第15条の5は休職者の給与で、第2項中「疾患」の次に「その他規則で定める疾病を」加え、休職要件である心身の障害のため長期の休養を要する場合の取扱いについて別に定める旨を規定するものであります。

附則第29号は、55歳を超える職員の勤勉手当1.5%削減について手当の支給率が引き上げられる事に伴い、乗ずる係数を整理するものであります。

4ページから6ページは、別表第1で、行政職給料表。7ページから9ページは別表第2で、医療職給料表であります。10ページをご覧ください。第2条関係の新旧対照表で、主に平成28年度に適用となる事項であります。

第1条は条例の目的で、制定根拠となる地方公務員法第24条第6項が、第5項に移動した事に伴い文言の整理を行うものであります。

第3条は給料表で、見出し中、「給料表」の次に「及び級別職務分類表」を追加し、同条第2項中「別に規則で定める。」を「級別職務分類表（別表第3）に定めるところによる。」に改めるもので、地方公務員法の改正に伴い規則で定める事とされていた職務の級の分類基準等について条例に別表として追加するものであります。

第15条の4は勤勉手当で、第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改めるもので、地方公務員法の改正に伴い勤務成績の評定について所要の改正を行うものであります。

第2項は勤勉手当で、11ページをご覧ください。第1号中、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては「100分の85」を「100分の80」とし、6月期と12月期の支給割合の変更を行うものであります。

第2号は再任用職員の勤勉手当で「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」とし、同様に支給割合の変更を行うものであります。

附則第29項は55歳を超える職員の勤勉手当1.5%削減について、手当の6月期と12月期の支給割合が変更される事に伴い、乗ずる計数を整理するものであります。

別表第3は、第3条関係で行政職給料表、級別職務分類表及び医療職給料表級別職務分類表を追加するものであります。

13ページをご覧ください。附則第1条は施行期日等で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則第2条の規定は、平成28年4月1日から施行。本則第1条は第10条にただし書を加える改正規定及び第15条の5第2項の改正規定を除き、平成27年4月1日から適用するものであります。

第2条は給与の内払で、既に支払われた給与は改正後の給与の内払である事を規定しております。

第3条は規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める事を規定しております。

以上が、ただ今上程されました議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 2ページの改正後の15条の5、職員が結核性疾患その他規則で定める疾病と、この部分をちょっと説明していただけますか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 現在のところ規則で定める疾病ですが、悪性新生物、要するにガンですね。ですとか、三大成人病等を今のところ予定しております。以上でございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 12ページですね。この中に出てくる困難な業務とはどのような事を指しますか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 12ページの4級のところに記載のある困難な業務という事だと思いますが、通常の業務以外の業務という事でですね、具体的には現場の判断になるものと解釈しております。

○議長（辻義雄） 柏倉議員、いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 3 号 平成 2 7 年度長万部町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（辻義雄） 日程第 6、議案第 3 号、平成 2 7 年度長万部町一般会計補正予算（第 8 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただ今、上程されました議案第 3 号、平成 2 7 年度長万部町一般会計補正予算（第 8 号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告や会計科目間異動に伴う職員給与費の整理等で、歳入歳出にそれぞれ 3 3 4 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 4 6 億 8, 1 1 5 万 3 千円とするものであります。補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

9 地方交付税、普通交付税は 3 3 4 万 5 千円の追加で、4 月 2 6 日付で調整額分の追加交付決定がありましたので計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。はじめに人件費からご説明いたします。

歳出の内訳、中ほどに人件費として、給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、議会費から教育費まで計上しております。

歳出合計をご覧下さい。給与費総額でご説明いたします。給与費全体では、1, 1 9 7 万 6 千円の減額であります。内訳として、給料は人事院勧告に伴う増額があるものの、職員の人事異動や育児休業の取得に伴い 4 0 9 万円の減額であります。

職員手当等は人事院勧告のほか、人事異動や育児休業の取得、扶養親族の増等により、期末勤勉手当等の諸手当を整理し、1 8 3 万 3 千円を追加するものであります。

共済費も同様の理由のほか、被用者年金一元化に伴う標準報酬制移行による負担金の減により 9 7 1 万 9 千円を減額し、人件費は合計で 1, 1 9 7 万 6 千円の減となります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。総務費は 1, 5 3 9 万 2 千円の追加で、今回の補正に伴う歳出と歳入を精査し、一般財源を後年度以降の財源調整とするため、財政調整基金に積立するものであります。なお、この積立をしたあとの財政調整基金残高見込額は 1 1 億 4, 6 1 1 万 1 千円となります。

民生費、社会福祉費、繰出金 1 万円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金。

老人福祉費繰出金、4 0 万 2 千円の追加は、介護保険特別会計繰出金。

土木費、公共下水道費繰出金 4 8 万 3 千円の減額は、公共下水道事業特別会計繰出金で、いずれも給与改定や会計科目間異動に伴う人件費分を整理いたしました。

以上が、ただ今上程されました平成27年度、長万部町一般会計補正予算（第8号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳出より行います。

はじめに議会費、5ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議会費を終わります。

次に総務費、5ページから6ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、6ページから7ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、7ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、7ページから8ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、8ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、9ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、9ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、10ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

以上で、歳出を終わります。

続いて歳入を行います。

地方交付税、4ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

地方交付税を終わります。

以上で、歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第４号 平成２７年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（辻義雄） 日程第７、議案第４号、平成２７年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課参事。

○町民課参事（佐藤修） ただ今、上程されました議案第４号、平成２７年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の提案内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、給与改定による人件費及び保険給付費の増に伴う補正であります。歳入歳出にそれぞれ８０１万円を追加し、補正後の予算総額を１１億２，０１７万９千円とするものです。内容は補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費、一般管理費、給料１万円の追加は、人事院勧告に伴う給与改定による追加です。

保険給付費、一般被保険者高額療養費、負担金・補助及び交付金は、８００万円の追加です。これは、４月以降の実績が増加していることから、年度末までの執行額を見込み追加するものです。

次に、歳入をご説明いたします。共同事業交付金、共同事業交付金、保険財政安定化事業交付金は８００万円の追加で、交付額の増に伴う追加であります。

繰入金、一般会計繰入金、１万円の追加は、人件費の増に伴う追加です。

以上が、議案第４号、平成２７年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の内容であります。よろしくご審議いただきますよう申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入、歳出一括行います。３ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 5 号 平成 2 7 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（辻義雄） 日程第 8、議案第 5 号、平成 2 7 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中森保健福祉課長。

○保健福祉課長（中森恵） ただ今上程されました議案第 5 号、平成 2 7 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 4 0 万 2 千円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 5, 5 9 0 万 1 千円とするものであります。補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は 8 2 万 4 千円の追加であります。一般管理費、給料 5 1 万 3 千円、職員手当等 2 1 万 6 千円、共済費 9 万 5 千円のそれぞれ追加は、会計間異動及び人事院勧告に基づく給与改定等によるものであります。

地域支援事業費は 4 2 万 2 千円の減額であります。

包括的支援・任意事業費、職員手当等 2 2 万円、共済費 2 0 万 2 千円のそれぞれ減額は、共済費負担率の変更及び年度末を見込み整理いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金 4 0 万 2 千円の追加は、人件費の追加に伴うものであります。

以上が、今回提案いたしました、平成 2 7 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入、歳出一括行います。3 ページから 4 ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 6 号 平成 2 7 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 9、議案第 6 号、平成 2 7 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただ今上程されました議案第6号、平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ48万3千円を減額し、補正後の予算総額を3億3,421万7千円とするものであります。

はじめに、歳出からご説明いたします。

下水道費48万3千円の減額であります。内訳では、一般管理費の給料5万2千円の減額、職員手当等14万4千円の減額、共済費28万7千円の減額は、給与改定及び職員の人事異動、標準報酬制移行にかかる共済負担金の減により減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金48万3千円の減額であります。内訳の一般会計繰入金48万3千円の減額は、歳入、歳出の補正に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上が、平成27年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳入、歳出一括行います。3ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第7号 平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号、平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただ今上程されました議案第7号、平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の補正であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費から25万5千円を減額し、補正後の支出予定額を1億9,196万5千円に改めるものであります。

内訳では、製造費の給料3千円の追加、手当2万9千円の追加、賞与引当金繰入額1万7千円の追加、法定福利費1万4千円の減額、退職給付費3千円の追加は、給与改定及び標準報酬制移行による共済負担金の減により、それぞれ追加、減額するものであります。

供給販売費の給料9千円の追加、手当17万7千円の減額、賞与引当金繰入額4千円の追加、法定福利費13万3千円の減額、退職給付費4千円の追加は、給与改定及び扶養手当等の変更、標準報酬制移行による共済負担金の減により、それぞれ追加、減額するものであります。

次に、補正予算書の1ページをご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用する事ができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い予算第8条中、3,050万9千円を、3,025万4千円に改めるものであります。

以上が、平成27年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

収益的収入及び支出を行います。3ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、補正予算書の第3条、議会の議決を経なければ流用する事ができない経費を行います。1ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第8号 平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第8号、平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただ今上程されました議案第8号、平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。
今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の補正であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に9万9千円を追加し、補正後の支出予定額を1億6,485万6千円に改めるものであります。

内訳では、原水費は給料2千円の追加、手当4万7千円の減額、賞与引当金繰入額2万2千円の追加、法定福利費6万1千円の減額は、給与改定及び扶養手当等の変更、標準報酬制移行による共済負担金の減により、それぞれ追加、減額するものであります。

配水費は、給料3万円の追加、手当2万8千円の追加、賞与引当金繰入額1万5千円の追加、法定福利費5千円の追加は、給与改定により追加するものであります。

業務費は、給料3万2千円の追加、手当6万6千円の追加、賞与引当金繰入額3万6千円の追加、法定福利費4万5千円の減額は、給与改定及び標準報酬制移行による共済負担金の減により、それぞれ追加、減額するものであります。

総係費は、退職給付費1万6千円の追加で、人件費の変更により追加するものであります。

次に、補正予算書の1ページをご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略いたします。

第3条は、議会の議決を経なければ流用する事ができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い予算第8条中、2,615万3千円を、2,625万2千円に改めるものです。

以上が、平成27年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

収益的収入及び支出を行います。3ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、補正予算書の第3条、議会の議決を経なければ流用する事ができない経費を行います。1ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第9号 平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第9号、平成27年度長万部町病院事業会計補正予算（第3

号)の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

山田病院事務長。

○病院事務長(山田貢) ただ今上程されました議案第9号、平成27年度長万部町病院事業会計補正予算(第3号)の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の補正であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用に196万円を追加し、補正後の支出予定額を6億5,804万3千円に改めるものであります。

内訳は医業費用196万円の追加で、給与費の給料8万8千円、手当148万8千円、賞与引当金繰入額10万3千円、法定福利費19万2千円、退職給付費8万9千円の追加で、それぞれ人事院勧告に伴う給与改定による額の追加であります。

次に、補正予算書の1ページをご覧下さい。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用する事ができない経費を改めるもので、給与費を196万円追加する事から、給与費の予定額を4億2,897万7千円に改めるものであります。

以上が、ただ今上程されました、平成27年度長万部町病院事業会計補正予算(第3号)の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。

収益的収入及び支出を行います。3ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、補正予算書の第3条、議会の議決を経なければ流用する事ができない経費を行います。1ページです。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(辻義雄) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回長万部町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

10時40分 閉会
